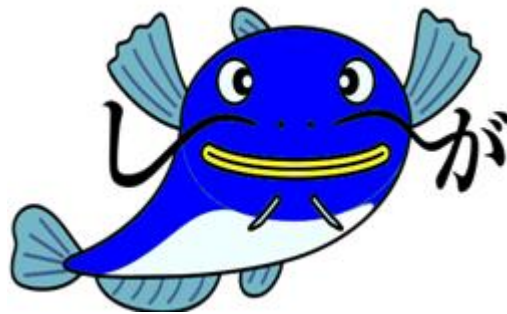


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(役員公務旅費・日当規程)



平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 5 月 10 日一部改定

役員公務旅費・日当規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 5 月 10 日一部改定

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）会務のために行動する当法人役員および会員などに対し支給する旅費に関し、当法人の予算事情を勘案しその支給基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに予算の適性かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

(行動の順路および日数)

第2条 旅費は旅行者の所属する施設を起点とし、最短距離の順路により計算する。ただし、会務の都合または天災など、その他、やむを得ない事由で順路により行動することができなかった場合は、その現に経過した経路による。

(旅費の種類)

第3条 旅費とは、公共交通機関の運賃、特急料、有料道路通行料、宿泊料、および日当とする。

2. 自家用車使用については、鉄道、バス運賃に準じて算定する。ただし、道路通行料については、通行領収書をもって支給する。

3. 支給に関する内容は、別表 1 の基準による。

第4条 行動を必要とするときは、用件、出張先、出発帰着月日、旅行者氏名を所定の用紙（別表 2）に記載し、事務局長を経て会長の承認を得なければならない。

(旅費の調整)

第5条 会長は、当法人の予算額の範囲内で会務の旅行旅費を支給するものであって、公共の交通機関に準じて支給し、会長もしくは各部長の命じたものを優先して支給調製することができる。ただし、時宜により、一部もしくは全部を支給しないことがある。

(旅費の二重支給の禁止)

第6条 会長が会務のため行動を命じたもののうち、当該行動について旅行者が当法人以外から旅費の支給を受ける、あるいは受けた場合は支給しない。

(取り扱いの特例)

第7条 旅費取り扱いで、特別の事情によりこの規程によることができないものについては、常務理事会で処理する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成 29 年 5 月 10 日開催の理事会において一部改定をした。

別表 1

区 分	支 給 額
旅 費	運賃実費 (100 km以上特急など指定席利用可)
有料道路等 交通料金	実費 (要領収書 又は 利用証明)
宿 泊 料	1 泊 12,000 円以内の実費 (要領収書) ※ 都市部は考慮あり (要事前申請)
車 賃 (タクシー等)	実費 (要 領収書)
日 当	1 日 3,000 円
(日臨技に準じる)	半日 1,500 円”